

【附属機関名称】 会議概要

会 議 名	令和元年度足立区地域保健福祉推進協議会 第1回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)
事 務 局	向井介護保険課長 橋本高齢福祉課長 千ヶ崎地域包括ケア推進課長 杉岡障がい福祉推進室長 小山障がい福祉課長 江連障がい福祉センター所長 絵野沢足立福祉事務所長 秦福祉管理課長 島田絆づくり担当課長 山杉衛生管理課長 柳瀬足立保健所中央本町地域・保健総合支援課長 大高社会福祉協議会事務局長
開催年月日	令和元年7月10日(水)
開催時間	14時00分開会～16時00分閉会
開催場所	足立区役所庁舎中央館8階 特別会議室
出席者	諏訪 徹部会長 酒井雅男副部会長 奥野英子副部会長 白石正輝委員 いたない和委員 岡安たかし委員 浅子けい子委員 中村輝夫委員 小川 勉委員 橋本飛鳥委員 細井和男委員 名久井昭吉委員 加藤仁志委員 小久保兼保委員 重田 穂委員 江黒由美子委員 鈴木真理子委員 秋生修一郎委員 中村明慶委員
欠席者	銀川ゆい子委員 早川貴美子委員 湊 耕一委員 福岡靖介委員 今井伸幸委員
会議次第	別紙のとおり
資料	【資料1】地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について 【資料2】介護のしごと相談・面接会の実施について 【資料3】高齢者見守りサービス助成の開始について 【資料4】介護従事者永年勤続褒賞要綱の改正について 【資料4別紙】足立区介護従事者永年勤続褒賞要綱 新旧対照表(主な改正点) 【資料5】元気応援ポイント事業実施要綱の改正について 【資料6】足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の進捗状況について 【資料6別紙】孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和元年5月末日現在】 【資料7】地域包括ケアシステムモデル事業の実施について

	<p>【資料7別紙】梅田地区モデル事業 実施事業企画及び工程表</p> <p>【資料8】平成30年度足立区障がい福祉センターあしすと相談事業の実績報告について</p>
そ の 他	

(諏訪部会長)

それでは、ただいまから、令和となって第1回目の介護保険・障がい福祉専門部会を始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初の報告事項1につきましては、先ほどございましたように、足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会として報告を受けて、質疑をいただくということになります。その後、介護保険・障がい福祉専門部会として報告事項に入りますので、よろしくお願ひします。

【「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開】

※資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっています。

(諏訪部会長)

それでは、引き続き専門部会の報告事項というところで、まず報告事項の1から6まで説明をいただいて、その段階でご説明とご意見をいただくという形で、その後、報告事項7というふうにしたいと思います。

では、報告事項1と2について、高齢福祉課の橋本課長、報告事項3と4については介護保険課の向井課長から、報告事項5については絆づくり担当課の島田課長から、報告事項6については地域包括ケア推進課の千ヶ崎課長から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

(橋本高齢福祉課長)

それでは、資料2をごらんください。

高齢福祉課長の橋本でございます。日ごろより高齢者施策にご協力いただきまして、ま

ことにありがとうございます。

私からは、資料2「介護のしごと相談・面接会」の実施について、ご説明申し上げます。

ちょうど明日になりますが、午前11時から求職中の方を対象に、「介護のしごと相談・面接会」を開催いたします。

場所につきましては、シアター1010のギャラリーでございます。

参加していただく事業者でございますけれども、居宅系、施設系ともに15社という形でございます。

概要につきましては、4番でございますが、介護の仕事についての説明、あるいは事業者のPR、また各ブースでの相談などがございます。

周知方法につきましては、5番のとおりでございます。あだち広報ですとか新聞の折り込み、あるいは駅の構内のポスター掲示、スタンドなどを利用しています。

過去の実績につきましては、6番、28年度からのものを入れさせていただいております。

次、7番でございますけれども、2回目につきましては11月6日を予定してございます。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、資料3をごらんください。

高齢者見守りサービスの助成事業でございます。

見守りを必要としている区内の65歳以上の高齢の方を対象に、民間企業等との契約による見守りサービスの設置費用を助成いたします。

開始は7月、既に始めているところがございます。

対象につきましては、今申し上げましたように65歳以上のひとり暮らしの方、あるいは高齢だけで暮らしている方などが対象とな

ります。日中独居の方の（１）（２）に当たる方でございます。

助成の対象となるサービスにつきましては、３番に入れさせていただいておりますが、見守りの感知器などを設置をいたしまして、生活状況を見守るようなサービス、そういったものを導入するときに設置費用を助成いたします。例として、URの見守りサービス、あるいは警備会社等がやっている見守りサービスを挙げさせていただいております。

対象費用、助成の費用でございますけれども、５番に入れさせていただいておりますが、初期設置費用として上限額１万3,500円というふうにさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

（向井介護保険課長）

引き続きまして、介護保険課長、向井より説明させていただきます。

資料４をごらんください。

件名は、介護従事者永年勤続褒賞要綱の改正についてでございます。

概要でございますが、区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るために、成績優秀な永年勤続従事者を顕彰することを目的として、毎年介護の日を実施している表彰式でございます。その際、該当します事業者、代表者の方に褒状及び記念品を授与してございます。

今回、要綱を改正いたしました。主な改正点、２でございます。

記念品代上限額の変更でございます。改正前につきましては、勤続５年が3,000円、勤続10年、5,000円、勤続15年ですと１万円というふうに決めてございましたが、これを改正いたしまして、５年の場合5,000円、10年

の場合１万円、15年の場合１万5,000円とさせていただきます。

続きまして、（２）介護従事者永年勤続褒賞対象「介護サービス事業種別」一覧の改正、これは１枚めくっていただいて右側に表が書いてございますが、これの右側の職種というところで、少し見にくいのですが、下線を引いた部分は加えた部分でございます。

それから、真ん中よりちょっと下で「作業療法士」というところは、これは下線ではなくて削除という形で線を引かせていただきました。これはどういったことをしたかといいますと、これまでに褒賞をしている中で、実際に必須とされている職種の方が一覧から漏れていたりした場合があります。具体的にはこの下線を引いたところでございますが、そういった方々を明確にこの職種の中に入れて表彰の対象といたしました。逆に言うと、この削った作業療法士につきましては、地域包括支援センターで必須の職種ではないので、この一覧からは削らせていただいたと。

ただ、今までも個別にこういう方がいらっしゃるのという推薦のお話があったときには、そのときそのときに応じて表彰対象に載せていることが多かったのですが、こちらに載せていないことによって自粛といいますか、そもそも上がってこない方があったのではないかと思いますので、そういった方にも今後は、この該当している場合には申請していただきたく、この表をきちっとして整理したものでございます。そういった改正でございます。

もとの１枚目、資料４の頭に戻っていただきまして、施行日は今年度、平成31年４月１日から。

周知方法でございますが、８月に区内介護サービス事業所宛て推薦依頼文で、今年の推

薦をご依頼しますので、その中にもきちっと記載させていただくとともに、足立区介護サービス事業者連絡協議会との情報交換の場でもご案内もさせていただき、また、区のホームページのほうにも掲載いたします。

参考までに、過去の受賞者数でございますが、ごらんのとおりになってございます。

今年の褒賞式でございますが、令和元年11月11日介護の日を予定してございます。

1ページめくっていただいたものは、これは新旧対照表でございます。

続きまして、もう一枚めくっていただきまして資料5でございます。

元気応援ポイント事業実施要綱の改正につきまして、ご説明させていただきます。

これにつきましては、元気応援ポイント事業実施要綱でございますが、平成30年度の10月から11月にかけて、元気応援ポイントの手帳交付者を対象としたアンケートをとりまして、その結果を踏まえて改正を行いましたので、ご報告させていただきます。

活動褒賞につきまして、改正前は年間3,000ポイント（30時間）以上を5年間継続いたしますと表彰対象となり、記念品として3,000円分の商品券を授与することとしていました。この度、記念品代の上限額を5年の場合には5,000円、10年の場合は1万円、15年の場合には1万5,000円という形で改正させていただきました。

それから、受け入れ機関の拡大についてでございますが、改正前には、社会福祉事業を行う区内の施設及び事業所でボランティア活動を受け入れているものとか、社会教育施設、学校等でボランティアを活用して事業を実施しているもの、総合ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ等を受け入れ機関という形で要綱の中に記載しておりました。加えて、昨今話題になって

いるような、例えばここに書かせていただきましたこども食堂の運営にかかわるボランティア団体、それから既に区長が適当と認めているというような扱いで、実際に認めていた受け入れ機関で数が多いものにつきましても、ふれあいサロン支援事業等につきまして、明確に要綱の中に記載させていただくという改正を行いました。

平成31年4月1日施行ですが、受け入れ機関の拡大自体は、この改正にかかわらず、該当するようなものにつきましては、以前から対象としております。

周知方法につきましては、今年度の元気応援ポイント手帳に掲載させていただくとともに、令和元年7月初旬発送予定の、今回の介護保険の本賦課通知書の中に、元気応援通信という元気応援ポイントについての少し小さめな新聞といえますか、そういったものにも記載して入れさせていただいてございます。また、区のホームページにも掲載してございます。

褒賞式典でございますが、先ほどの永年勤続の方々とご一緒の形で、令和元年11月11日、介護の日に褒賞式典を準備しております。

私からは以上でございます。

（島田絆づくり担当課長）

続きまして、「足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況」につきまして、絆づくり担当課の島田から報告させていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいませ。

1番目、孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会、440の区内町会・自治会がございませけれども、そのうちの1回目は、もう既に平成30年3月に一回りは終わつたんですが、二回目に入りまして、約7割のところまで進んでいるという状況でござい

ます。

どんな活動というところなんですけれども、2番目を見ていただきますと、「高齢者の実態調査」を実施していただいているということでございます。累計になります、調査世帯が4万5,991世帯、5万6,340人の方を調査していただきました。そのうち73.1%に当たる3万3,624世帯につきましては、孤立のおそれがないだろうという判断をさせていただきましたが、この2番のところの太枠の中にA、B、Cとございますが、孤立のおそれがあるのではないかと、また入院とか不在でお会いできなかったよ、それから元気でいたと思われるんですけれども、調査についての不同意という方もいらっしゃいました、この円グラフにあらわしてございます。

こういった方々のうち、このA、B、Cにつきましては、3番目の「調査世帯のその後の対応について」というところで、地域包括支援センターに委託しまして、追跡調査をしていただいております。この3番目の表の一番左の下に1万2,367世帯とございますが、この世帯について調査をしていただきました。また、現場に行っていたら調べさせていただきますと、7,314世帯、59.1%は孤立状態ではないと判断ができましたが、さらに地域社会や支援につながったというところですが、絆のあんしん協力員の訪問とか地域包括支援センターの支援、それから介護保険サービスが始まりました、それから地域社会につながった世帯ということで、3,978世帯につきましては地域社会や支援につながったという形であらわれてまいりました。

次のページ、4番でございます。

「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」というところでございます。

昨年度から、地域のこういった調査をきっかけに、地域の方々が自主的に声かけなどの

見守りをしていただきたいというお話をさせていただいて、引き受けていただき、自主的な活動を始めていただいた団体の数でございます。現在、83団体に増えてまいりました。なかなか日ごろから声かけですとか、見守りということがなかなかできない状況が、今の世の中でございますけれども、そこをあえて、気がついたら声をかけていただくとか見守っていただくような形をやっていただいたり、居場所づくりなどもしていただいております。

(2)の実施内容でございますけれども、「声かけ訪問」は、例えば高齢のお祝いするときなどに何かお持ちいただくとか、そういった戸別訪問をしていただく。それから「居場所づくり」のほうでは、カラオケをやっていただいたり脳トレをやっていただいたとか、そういった活動をしていただいている状況でございます。

後ろの表の孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧というところが、現在どこまで進んでいるかが記載されております。後ほどお目通しいただければと思います。

以上でございます。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

それでは、資料の7のほうをごらんいただければと思います。

私は地域包括ケア推進課長の千ヶ崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今日報告いたしますのは、地域包括ケアシステムのモデル事業の実施が始まりましたということをご報告させていただきたいと思っております。

この地域包括ケアシステムというのは、区民の皆様、特に高齢者の方が可能な限り住みなれた地域での生活を継続するためにどんなことができるのか、どんな仕組みが必要な

のか、そういったものをつくり上げていく、そういった事業でございます。

この中で、区民みずからが老後を考える、そして地域をつなげていく、そして地域が高齢者を支えていく、こういったことを視点にモデル事業、具体的な取り組みをどういったことを進めたらいいのかということモデル地区を定めて、この5月から事業を開始いたしました。

これについて、まず、1番のモデル地区ですが、梅田地区ということで、こちらは地域包括支援センター関原の担当の区域、梅田2丁目から8丁目となっています。

これまでの検討の経過なんですけれども、昨年度9月から、地域の中で活躍されている医師、歯科医師、薬剤師、介護事業者の皆様、それから地域住民の皆様、それから行政といった中から、代表として、その中で具体的な取り組みを何が必要なのか、どんなことができるのかということを検討してまいりました。

その中から、具体的にこういったものが視点として大切じゃないかというものを取りまとめて具体的な形に落とし込んだのが、次のページの別紙の事業の企画及び工程表となっております。

今回こちらの中では、企画1から7ということで、多く分けて7つ、そしてその中に幾つかの細かいものを盛り込みながら、この7つの視点で1年間、事業を進めていくということで、今のところ予定をしております。

この中には、一番左側のところでございますが、先ほど冒頭申しました地域の中で老後を考え、そして地域をつなげて、そして地域の高齢者のことを支える、この視点に基づいて、このA、B、C、3つの視点に基づいて、それぞれの取り組みが進んでおります。

そして、最終的にどんなところを目指すの

かというのが一番左ですね。「老後の備えをはじめ」というふうに書かせていただいておりますが、私もこの仕事に携わっていて、仕組みをつくるということはとても大切なんですけれども、やはり区民の方一人一人にどうやって意識してもらうのか、どういうことを考えてもらうのか、考えていただかなければいけないというふうに思ってもらえるのか、ここがとても重要だなというふうに、検討を進める中でも気づいてまいりました。どうやってわかってもらうかということが非常に大切だなと感じております。

この中には、既にもう事業をスタートしているものもございまして、それが例えば1番の居場所をつくったり、それから企画の3番の認知症の方への取り組みということで、帝京科学大学の声かけ訓練に参加したりとか、それから7番の一番下のところ、住宅相談ということで、居場所のところにおいて住宅の相談会を実施したりとか、こういった具体的な取り組みが既に始まっております。

この中でも、先ほど申しましたように地域の方をどうやって巻き込んでいくのか、教育していただくのかということで、先ほど居場所についても、運営していただく方、元気な高齢者の方に支えてもらうということで、ボランティアという形でお手伝いいただいたりとか、そういった取り組みも始まっております。

さまざまな場所、例えば住区センターだとか、それからそういった地域学習センターの中の講座とか、いろいろと同じような取り組みはあるかと思うんですが、やはり高齢者の方、1人で住んでいる方も、外に出てどこかにつながっていただきたい、こういった思いがございます。ですので、こういうチャンネルをたくさん用意して、どこかにかかわっていただきたい。そうするとこによって、少し

でも健康寿命を長くしていただく、人とかかわっていただくことで、なるべく健康な生活を続けていただきたい、そういうふうに考えてございます。

私からの説明は以上です。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

一旦ここで質疑ということではよかったと思うんですけども、いかがでしょうか。

(小川委員)

事業者連絡協議会の小川と申します。

報告事項の中で、特に介護のしごと相談、それから永年勤続に関しましては、足立区の皆様を初め、区議会の方もそうですけれども、大変ありがたいというふうに思っておりますので、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

こういったことで、介護の現場の中で人材がずっと不足しているということが慢性的に続いていますけれども、国のほうで、質が高く効率的な介護の提供体制の整備推進をするというふうに前に言っていたような記憶があるんですが、区としても、例えば生活支援サポート事業のような軽度のもの、割と行いやすい、比較的行いやすいサービスと、それからより専門性が高いサービスと、ちょっと使い分けて人材を有効活用しようという、国の考えている部分について、区のほうも対応していただいていると思っています。

生活支援サポートに関しては、家事サポートということで、こちらは協議会のほうも、微力ではありますが協力させていただきながら、より専門性の高い方たちというのは、これも区の主導で自治会さんとのスキルアップ研修等々開始しておりますので、両極端ではあるんですけども、割と行いやすいサービス、それからより専門性の高いサービスに対応できるように、事業者としては準備

をしていきたいというふうに思っております。

特に永年勤続、長くいてもらう、介護の従事者の皆さんに長くいていただくためには、どんどんスキルアップしていただいて、次はこれ、次はそれというふうに上がっていただきたいなというふうに思っております。そういったものがモチベーションにもつながりますし、ただ、事業所がそういったモチベーションをもってスキルアップしている介護の従事者を引き受けられる事業所の準備、多く用意しておかなければいけないということで、その1つのあり方が、国の方針もそうだと思うんですけども、特定の事業所の加算を受けている事業所というものが、今のところそれがスタンダードではないですけれども、そういった事業所が望ましいのではないかというふうなことを国が言っていたものというふうに、私は何となく想像しているんですけども、今後、軽度の方たちを引き受ける、軽度の方たちのサービスを引き受ける事業所もふやさなければなりませんけれども、より特定事業所加算をとっているような専門性の高い事業所というものをふやさなければいけないというふうに、業界の中では考えてはいます。

あと、特定事業所加算もそうですし、軽度事業所のほうもそうですけれども、各事業所の状況によって、すぐにできるかできないかというのが難しい点もありますけれども、ただ、方向性だけは決めていかなきゃいけないというふうに考えております。

国はそうだと思うんですけども、足立区としては、例えば事業所加算を取得する事業所というのは、今後ふえていったらいいなというふうに思われているのか、そんなことは余り考えなくていいのかとか、あるいは、逆に取得しないでよということなのか、そのあ

たりのイメージというか、ご意見というか、そのあたりを伺わせていただければなというふうに思います。

(諏訪部会長)

特定、中重度者に対応できるような事業所について、どういう方針かということですね。

(向井介護保険課長)

介護保険課、向井からお答えさせていただきます。

区としても、今、小川委員のほうからお話がありましたように、国の大きな流れをこちらとしても加味しながら、また、現場に近いという区の立場も考えて、現場の皆様の意見等もうかがっている中で、やはり加算をつけているというのは、これから先のことを踏まえた形で先進的なこと等、特定のサービスについていろいろ試行錯誤の中でやっていたりしている事業者についての特定加算というふうに理解してございます。従って、流れとしては増えていくだろうし、そういったものがきちんと現場の皆様、時流も含めて淘汰されていく中で、よいものが特定加算に基づくサービスというふうに絞られていくなれば、当然それは増えていくのが望ましいと考えております。

(小川委員)

協議会の小川です。ありがとうございます。

(諏訪部会長)

そのほか、いかがでしょうか。

私から質問よろしいでしょうか。

今、話題の出た介護のしごと相談・面接会、どの事業所も確保に困っているとは思いますが、その中で15社というのは多いのか少ないのか、そのあたりはどう分析されているのでしょうか。

あるいは、比較的周辺からということであ

れば、足立区は意外と広がったりするので、開催場所の問題なんかがあるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。行政なのか、事業者の立場でもよろしいんですけれども。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長の橋本でございます。

これまでの件数のところを見ますと、一定の想定された事業者数だとは思いますが、ただ、やはりもっと増えていくことにこしたことはないですし、もちろんそれに見合う人材というのを一方で育成していかないといけないということも考えています。事業者数としては、大体想定範囲というふうに考えています。

(小川委員)

協議会の小川です。

一定のというか、これは抽選をしたりするので、できればうちもやりたいよという事業所の方もいらっしゃる。ただ、開催をする場所であったり、そういった事情というか、そんなこともあるので、毎回事業者数は限られてはいるんですけれども、こういった面接会を実施していただけているというのは、事業者としては大変ありがたいというふうに思っております。

あとは、頻回であればいいのかとか、もう少し地域を分けてやればいいのかとかという工夫は今後必要なのかもしれませんが、現状ではこういった機会を設けていただいているということはあるというふうに思っております。

(諏訪部会長)

事業者のお立場からすると、毎回出ていく体力もないけれども、こういう機会を行政が音頭をとってくればありがたいなと思うのかなど……、すいません。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長の橋本です。

失礼しました。

確かに、スペースの関係などもございますので、相談しながら考えていきたいと思えます。

(諏訪部会長)

どうぞ。

(細井委員)

在宅サービスセンターの細井です。

私のほうからも、今お話にあった介護のしごと相談・面接会についてお尋ねしたいと思います。

過去の実績を見ていきますと、年々採用率が下がってきているというところがうかがえるかと思えます。それこそ今から5年ぐらい前までは、まだ泊まりのない介護サービス事業所ですと、何となく人の採用はできていたと。それが、やはりもう現時点におきましては、泊まりがあってもなくてもなかなかこの介護業界に人が来ないと、こういった現状が一方でございます。

また、採用するに当たっても、先だってちょっとある資料に載っていたんですが、一定程度の大きな社会福祉法人さんだと、年間にかかる採用費用というのは、もう1億円を超えて1億五、六千万ぐらいかけているという話ですね。この内訳というのが、実際、直接的な雇用を募集をしてもなかなか来ないので、派遣、それから紹介というところに頼らざるを得ない。

昨今は、やはり今、紹介事業者さんからの採用になると紹介の手数料も、以前はそれこそ介護職ですと15%ぐらいだったものが、今、実は介護福祉士の資格を持っている者の正職員の採用というような形になると、年収の約30%ですね、400万の年収だと120万かかってしまうと、こういうような高額な費用がかかってしまう。当然こういうふうな形での職員形態を募集する場合には、小さな事業者

さんですと、なかなかこういった形での採用は難しくなってきたというのが現状かと思っております。

ちなみに、今年度のこの面接会に参加される予定の方の人数というのはどのぐらいなんでしょうか。もし、差し支えなければお伺いしたいのですが。

(諏訪部会長)

明日ですよ。だから、ある程度つかんでいらっしゃるのであれば。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長の橋本でございます。

すいません、参加の人数につきましては事前に把握はできておりません。申しわけございません。来てみないとということがございます。

(細井委員)

ありがとうございます。

(橋本高齢福祉課長)

事前の申し込みというのをしていないものですから、申しわけございません。

(諏訪部会長)

そのほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

(橋本委員)

特別養護老人ホームの橋本です。

資料2の説明会のお話になりますけれども、資料を拝見させていただいて、採用数も、30年度だけ見ると23人というところで、多分1つの会社というか法人に1人来るかどうかという、多分そんなぐらいというところで、やっぱりどんどんその辺も難しくなっている。現場のほうは、やっぱり人の採用というのはどんどん難しくなっている。採用が難しい中、質の担保というところも、やっぱり考えていかなきゃならないというところで、やはりこういった説明会はすぐ現場としてはありがたいというところ

は1つあります。

一方で、こういった説明会以外でも、やはりいろんな人材確保の方法が多分あると思いますので、こういったもの以外でもいろいろ、我々も知恵を出さなきゃいけないんですけども、区のほうでも、人材確保というところで、いろんな施策のほうをやっていただければなというふうに思っています。これは意見として述べさせていただきたいと思います。

(諏訪部会長)

ご意見として承ります。

そのほか、いかがでしょうか。

(橋本高齢福祉課長)

今、橋本委員からご意見いただいたことにつきましては、ぜひ取り組んでいきたいと思えます。就労支援している所管などもございますし、当課のほうでも介護人材の雇用創出事業なども今年度8月以降、実施していますので、そういったものを使いながら、ぜひ人材をつなげられるように努力していきたいなと思っています。

(諏訪部会長)

そのほか、いかがでしょうか。

すいません、私ばかり聞いて。孤立ゼロプロジェクトで2巡目に入っているんですが、2巡目に入っているのを見ると、孤立のそういうのがある世帯数がやっぱりどの地域も少なくなっているというふうに見えるんですけども、ということは、1回目で大分把握が進み、人の流動なんかもあるにしても、だんだんそういうところが減ってきているというふうに思えばいいのでしょうか、これは。

(島田絆づくり担当課長)

絆づくり担当です。

おっしゃるとおりで、1回目は初めてだったものですから対象人数が多かった。2回目

になりますと、その年齢に達した人とか転入された方、そういった方を対象にしておりますので、ぐっと減っているというのが事実でございます。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

よろしいでしょうか、もしあれなら。

(白石委員)

自民党の白石ですが、(5)番の孤立ゼロプロジェクト推進活動というのは、これは前にも一度言わせていただいたんですが、私も町会長をやっておりまして、ぜひ協力をしてくれということで、うちの町会の区域内には80人ぐらい、ひょっとしたらという所帯があって、これを14人の役員で分担して調べたんですね。結果的には本当におそれがあるのは10所帯だということですけども、今、2回目どうなの、3回目どうなのという話しても、調べてくれた町会の役員さんが嫌だというんですね。

なぜ嫌かという、せっかく調べたけれども、町会の中で実際に孤立するおそれがある人たちは誰なのかは全然わからないんですね、横の連絡をとっちゃだめというものですから。この調査を始めるときに誓約書をとられているんですね。自分が調べて行ったところだけは自分の頭の中へ入っていますからいいんですけども、7組でやったわけですから、14年に7組でやった。その7組については、一切横の連絡はだめですよ。だから、この10所帯というのは誰なんだろうと言われても、実際には、私も町会長をやっていてもわからない。80所帯、調べた所帯は全部わかりますよ。そのうち本当に孤立になっているのは何所帯だということはわからないと。

それで、役所のほうからは、例えば首都圏の直下型地震があったときには、孤立してい

る人たちは町会が頼りなんだから助けてやってくれと言われていたんですね。でも、全然誰だかわからない、日常、全然わからないところをどうやって助けるんだと。私も避難所運営会議の本部長もやりましたけれども、聞かれてもわかりません。誰が孤立する状況にあって、誰が危険な状況になるのかってわからないんですね。

これは、この10所帯については、包括支援センターの職員が多分訪ねていっていると思うんですね。ところが、大きな事件があったときには包括支援センターの職員だけでは到底やり切れない。だから町会、助けてくれと言っているんですよ。別に私たちは嫌だと言っているわけではないんですね。嫌だと言っていないけれども、どこだかわからないのにどうするんだと。この方針は今も変わらないんですか、役所の絶対教えないという方針は。

(島田絆づくり担当課長)

ただいまご指摘いただきました、最初に誓約書をとらせていただいているというところで、守秘義務というんですか、それを守ってくださいというお約束をさせていただいて、結果の報告をさせていただいて、その結果を町会長さんと民生委員さんにはご紹介させていただいていることになっているわけなんですけれども、届いていないということですね。わかりました。

そこを確認させていただきませんが、ルール上は、調べていただいた結果は町会長、それから民生委員さんに情報共有するという流れになっております。それは変わっておりません。

(諏訪部会長)

どうぞ。

(白石委員)

そうすると、民生委員は知っているという

ことですか。

(島田絆づくり担当課長)

はい。

(白石委員)

うちの町会、民生委員は2人しかいないんですよ。何か起こったときに、この2人の民生委員はどうするんですか。だから、私たちは町会の会長、副会長ぐらいの頭のトップぐらいには教えてもいいんじゃないのと。そうしなければ、何にも言えませんので。そういうふうに、何かこの間の会議でも話をさせていただいたんですが、今の考え方だと変わっていないということね、教えないということですね。

(島田絆づくり担当課長)

調査の結果は報告させていただいているというふうに、私どもは考えておりましたので、会長さんは知っていると思っておりました。

(白石委員)

だから、私のところにはちゃんと1冊来ているんですよ。ところが、これも秘密なんですよ。だから、副会長には教えられないんですね。今、オレオレ詐欺みたいなのでどうしようもないやつがあるから、特に厳重にそういうふうに言われているんでしょうけれども、私は少なくともいただきました、知っているんですね。そこにも、絶対に周囲に言っちゃいけませんと書いてあるんですよ。それじゃ、町会としては動きようないよと。そのことについてはもう少し、だから、副会長にも全員誓約書を出させてもいいですよ、守秘義務があるんだからほかの人にしゃべっちゃいけませんよという誓約書を書かせてもいいから、せめて副会長ぐらいまでには知らせておかなかつたら、私だけ知っていたってどうにもならないわけだから、その辺については本当に孤立ゼロということ

言えば、もう少し柔軟な考え方をしないと、いざというときには全く町会は動けませんよと。だって、町会が動かなかつたらどうにもならないですからね。そのことについてはひとつ、今ここで結論出せと言われても難しいでしょうけれども、個人情報保護審議会なんてあるわけだから、そういうところともよく話し合っ、こうすれば出せると、出せない、出せないって幾ら言われてもどうにもならないわけだから。私のうちには今言ったようにあるですよ、1冊。1冊あるけれども、誰にも教えちゃいけないという1冊だから、保管しているだけなんです。それでは、やはり本当に困ったことが起こったときに、町会としては対応のしようがないと。民生委員だって2人しかいないんだし、うちのところの包括支援センターだって、職員さんはそんなにいるわけじゃないんですよ。だから、もう少し柔軟な考え方でできませんかというのを話したので、これは今すぐ答えは多分出ないでしょうから、よく検討してください。そうしないと、さっき言ったように2回目の調査にとっても人を使って、14人の人を使って2回目の調査はとともできません。

(島田絆づくり担当課長)

ありがとうございます。絆づくり担当でございます。

今お話いただいたとおり、ご理解いただいて動いていただかなければならないというのは重々承知しております。

それで、今、4番目にご説明させていただいた「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」というのを始めておりますので、そういった活動が、地域の方が自主的にということは申ししておりますけれども、その裏側では私どものほうから、こういった方がいらっしゃいますよというデータは会長様のほうには逐次お届けさせていただいておりますので、そうい

うやり方の中で、今、委員のおっしゃったような、皆さんがご理解いただけるようなことをもう少し進めていきたいと思っておりますので、どうも貴重なご意見をありがとうございます。

(白石委員)

うちの町会なんて、そういうことが起こったときには会長が動くわけじゃないんですよ。やはり副会長とか、お年寄りの孤立ゼロを一生懸命調べてくれたのは婦人部ですから、婦人部長が動かないと、とても動きがつかないんですね。だから、会長、副会長、婦人部長ぐらいまでは、ひとつ柔軟に対応してもらえればありがたいというふうに思います。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

私も1つ、孤立ゼロプロジェクトについてなんですけれども、これは始まって5年か6年ぐらいになるのかなというふうに思うんですけれども、去年、1巡をしたという、全自治会で調査を終了したと。それで2回目ということで、私のほうが、ちょっと地域包括支援センターの方なんか、この活動なんかについてお聞きしたんですけれども、まずは、やっぱり町会・自治会がこの取り組みをしっかりと理解できるか、できないかでテンポが、取り組みの姿勢が違ってしまいうんですよということと、やはり町会も高齢化を实际して、加入率も減っているという中で、これから2回目、それから3回目、これは3回目で終了ということではないんですね。

(島田絆づくり担当課長)

はい、ないです。絆づくり担当です。

もう既に8回というところもあります。進

んでいるところは、どんどんやっていただいておりますので。

(浅子委員)

そうやって続けていくためには、地域包括支援センターの人たちの活動も大切だし、あとやっぱり自治会だけに頼っていたらというのかな、やはりちょっと続かないんじゃないかというご意見があるんですが、その点はいかがなんでしょうか。

(島田絆づくり担当課長)

この事業を始めるときに、いろいろ検討してきた中だと思えますけれども、一番大事なのは、本当にこれは今委員さんにご指摘いただいた、まちの方がなかなかできないんじゃないのというところなんです、あえてそこをお願いしてきたと。なぜかという、まちの方がまちの方を自主的に見ていただく、先ほど申しました「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」へつなげていくと、そういう形になってほしいというのが願いというか、目的でございましたので、どうしてもあえて、例えば調査会社に委託して調査するというのではなくて、まちの方に自主的に動いていただく、ご協力いただくということで、この事業が成り立っているというところでございます。

(浅子委員)

町会の、そういう意味ではやっぱり自治会や何かにも必要な支援とか、あと混乱なく行っているかと思えますけれども、やはり町会自体の悩みとか困難なんかもしっかりと応援していかないと、ちょっと継続してこういう事業をやっていくのは、非常に考えただけでも難しいなというふうに私なんかは思っているんで、ぜひそういう点も、これからも配慮しながらというのかな、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、あと、梅田地域でモデル事業と

して地域包括ケアシステムが始まりましたということなんですけれども、これはもう以前からこのお話があったんですが、何かもとの話を伺いますけれども、1つは、なぜ梅田地域をモデル事業として選んだのかということと、全体的な会議が行われているということで、先ほどどういう団体や人たちが集まって会議をやっているかお話がありましたけれども、その周りの梅田2丁目から8丁目の地域の人たちにはどのように知らされているのか。ちょっと私なんかお話ししても、まだまだそうなんですよという反応がなかなかないんですけれども、そういう点ではどのような形で今、地域の方には知らせているんでしょうか。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長からお答えします。

まず1つ目の、なぜ梅田地区なのかということに関しては、区内の中どこか1カ所というところで、この梅田の地区が住民の方の取り組みというのが、かなりさまざまな取り組みが、先進的な取り組みがあったということとを事前に情報を得ております。

それから、ここの地域包括支援センター関原が、委託元が社会福祉協議会ということもあって行政と連携がとりやすい、こういった面もございました。ということで、この梅田地区をやらせていただきました。

また、地理的にも駅から近いというのと、それから、ちょっと駅から離れたところでは普通のまちというんですか、マンション群と普通の昔ながらの町並みということで、足立区の中のいろんな要素が入っている、こういったこともあって梅田地区ということにさせていただきました。

それから、2つ目の周知についてなんですけれども、これについてはちょっと私のほうでも頭を悩ませているところで、例えば区の

広報というのは区全体にお知らせするにはいいんですが、この梅田の地域の方だけにお知らせするもの、ツールというのが実はないんですね。ですので、現在は地域包括支援センター関原で発行している通信だとか、それから梅田の梅田センターですか、地域学習センター、こちらの中の毎月発行されているたよりですね、その中の一部に地域包括支援センター関原の記事の一部もらっているので、その中でPRしたりしています。

今後はできる限りまとめて、月に一度ぐらい、このモデル事業について区民の方にお届けできるような工夫をしたいなというふうに考えております。そこはおっしゃるとおり、周知がまだまだ足りないなという認識はございます。

(浅子委員)

引き続きなんですが、この4の企画の実施状況の中の(1)(2)はわかるんですけども、わかるというか、(3)の住宅相談の実施というのが企画7ということであるんですが、具体的にはこれは何を、どんな問題があってこういう実施企画を考えたんでしょうか。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長、千ヶ崎です。

これまで高齢者の住まいにまつわるご意見といたしまして多くあるのが、やはり契約更新の際に契約させていただけない、高齢ということを理由に契約更新ができないだとか、あと不幸にも、お一人でお住まいの方がお亡くなりになって、しばらくたってから見つかったりだとか、それから家賃のほうが、お金のほうを滞納してしまうとか、そういういろいろ高齢者特有の課題というのは把握しておりました。こういったものを具体的にこれから取り組むにはどうしたらいいのかということ、まずは今回、区役所の住宅課

の職員が出張窓口相談を担当させていただきました。そこで、まず、どんなことを区民の方は考えていらっしゃるのか、どんなことを必要としているのかというのを、まずはニーズをちょっととってもらって、そこから少し広がりを見せられたらなと思っています。

いずれにしても、基本的には先ほど言ったひとり住まいの方の住宅をどうやって確保していくのかと、こちらになるのかなというふうに考えております。

(浅子委員)

ありがとうございます。

本当に私もよくそういう相談を受けまして、本当に高齢者がふえて、今、年金問題なんかも大きく取り沙汰されていますけれども、老後の心配ということで住まいの心配が本当に多くて、新たなところを確保するのは非常に困難という状況がありまして、本当にこの中に、こういうものをちゃんと入れていただいたというのはすごくいいなというふうに思っています。

そして、最後にですけれども、一番後ろのほうの5の今後の展開ということで、令和2年以降に、他地区にも展開していきたいということで、全体として足立区の全地域で地域包括ケアシステムというのを実施、2025年までには実施、までというか、その以前からずっと実施して、25年には形をつくっていくのかなというふうに思っているんですけども、次の候補という点では、先ほどのお話のあった梅田地区を選んだような視点で選んでいくというようなお考えなんでしょうか。

(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長です。

この後の展開については、この梅田の取り組みをちょっと検証してからということもあるので、今の時点でどういうふうにというふうには具体的にはちょっとまだ言える段

階にはございません。

ただ、この取り組みを少なくとも3年間ぐらいで区内の5つのブロックで進め、そして委員おっしゃったように2025年の団塊の世代が後期高齢になる、75歳以上になる2025年に向けては、区内の全地域でこういった取り組みができるといいなというふうに考えております。

以上です。

(諏訪部会長)

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

(中村(輝)委員)

先ほど白石委員も言っていましたけれども、この情報を共有しないことには意味ないと思うんですよ。老人クラブに入っている人たちに関しては全部つかんでいますよ。だから、直下型地震なり大災害が起こったときに、自衛隊の方や消防隊の方は救助、片づけはなれていますよね、訓練していますから。でも、情報を持っていないですよ。やはりその情報を持っているのは地域の人間なんです。あそこのうちには寝たきりのおばあちゃんがいるよとか、あそこのうちには車椅子のおじいちゃんがいるよと、そういう情報は、やはり地域住民が持っているわけです。ところが、情報は共有できていないんですよ。だから、地域包括支援センター、自治会・町会、民生委員の方、老人クラブでもいいですよ、地域の住民と情報を共有しなかったら救える命も救えなくなっちゃうんじゃないかと私は危惧しているんです。

それに、老人会へ出席してくれる方たちももっとふえてくれると、もっと情報はつくれるんですね。ところが、言っては失礼ですけども、住区センターで自分の好きなことをやって遊んで帰ってくる高齢者と、老人クラブへ会費を、月200円か100円ですけども、

それを払って誰かのために役に立ちたいと思っている高齢者と、どっちに重点を置いていただけますかということをお老人クラブ代表として言いたいです。

以上。

(諏訪部会長)

資料7ですね、それから先ほどの絆のところがありまして、これまでは施策がそれぞれ取り組まれてきたと思うんですけども、最終的には資料7にあるような形で、地域を面として取り組む中に絆の事業も入ってくると。それで包括と町内会長さんだけが頑張っているというか、民生委員さんだけに情報が行くとか、町内会長だけに情報が行くというやり方もいずれ変えていかないと、地域の面の取り組みになっていないことは間違いないので、その辺の切りかえをうまくしていくようなことをちょっと検討していかないと、地域においていけないというのはご指摘のとおりかなというふうに思います。

そのほか、どうでしょうか。

どうぞ。

(岡安委員)

区議会の岡安でございます。

まず、資料3の見守りサービス助成事業なんですけれども、これは私も母親が独居で、やはりだんだん足腰が衰えていく中で、二、三年前に心配で、何か見守りできるようなものって、いろんなのをネットで探すと、そこそこの費用が発生しちゃうものですから、こういう取り組みは本当にありがたいと思うんですが、イニシアルだけなんです。月々大体かかるサービスの費用のほうまで、いずれは助成できるとありがたいと思うんですけども、そもそも高齢者はどこに、どういう申し込みをすればいいのかわかっていない方が多いと思うんです。こういうのをやりますよというのはありがたいんですけど

ども、私みたいな息子や娘、親戚がいろいろ探してくれてやってくれればいいんですが、ひとり暮らし、または老々で住んでいらっしゃる方だけだと、なかなか情報が入らない。やっぱり区のほうに問い合わせたら、こういうものをやっていますよというところまで案内していただけると、あるいはもっともっと区報みたく、問い合わせしなくてもこういうのありますよという形で情報提供を、区報じゃなくてもいいんですけれども、そうしますと、もっともっと広がると思いますし、安心感も持っていただけたらと思うんですけれども、こういったところはどのように今後お考えでしょうか。

(橋本高齢福祉課長)

高齢福祉課長でございます。

ご意見、どうもありがとうございます。

7月から始めていまして、確かに岡安委員がおっしゃいますように、こういった事業があつてという案内の必要性のようなものというのは感じています。今、代表的なものとしてURさんのやっている見守りサービスを挙げていますけれども、確かにそれ以外にも多くあると思いますので、そのあたり、我々も把握をしていかないといけないと思っていますし、行政でこういった事業者を紹介するというのはなかなか難しいんですが、こういった事業だったら対象になりますよといった案内の仕方もあるかなと思いますので、まずはこういった事業が使えるのかという把握と、その案内の仕方について今後検討、工夫をしていきたいというふうに考えています。

(岡安委員)

私の母親が、ガス会社さんから話を全部されて契約をまさにしたのが、月々1万円かかるんですね。イニシアルはもっとかかるんですけれども。それがもうわかっていないんで

すね。お母さんは最初数万円かかって、その後も毎月1万円だよと、そうしたら年間10万円以上かかるのということで、じゃ、契約しないなんて言い出して、要するに、もう言われるまま、安心ですから、最初は数万円かかるよとだけで終わると認識しちゃっているんですね。やっぱり届いているような郵便物さえ何だかよくわからないという人も多いぐらいですから、丁寧にやっぱり情報提供していただきたいなという、これは要望です。

先ほど、白石委員からもお話があつた孤立ゼロプロジェクトに関しては、私はやっぱりこれは大きな目的が2つあると思っています。孤立死の防止と、やはり日常の見守りですね。それと、やはり災害のときの命を守るというところで、地域でしっかり共助していると。そう考えたときに、見守りのほうは少しずつできてきているのかなと思うんですが、いざという災害のときには、やはり地方のほうでは、もうどこの家が、誰々さんのところに、まずAさんがいざというときは声かけに行く、あるいはもう助ける。それで、その人が動けないときはBさん、Cさんみたいな、もうがちりと三重構造で計画をつくっているような町会・自治会もあるんですけれども、最終的にはそこまで持っていけないと、まず調査、その後どういう計画で、そういう孤立している人を見守っていくかって大事だと思うんですが、その辺はどこまで計画として網羅していこうとしているんでしょうか。

(島田絆づくり担当課長)

なかなか災害対策のところまで踏み込んで、私がお答えしているのかわかりませんが、一応、孤立ゼロの中で、今、見守りをしていただくという考えの中では、先ほど説明させていただいたような「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」という自主的な見守

りというところを広めていきたいと。ですから、そこにきちっとした情報が共有されていないという、きょうはご指摘をいただきましたので、その中で顔の見える範囲の中でご協力いただく。

ただ、委員の皆さんがおっしゃるとおり、町会自治会によって力というんですか、組織力というか、レベルが全く違うというのが当然わかっておりますので、そのできるところには災害対策を通じてこんなやり方、またなかなか難しいところにはどなたかキーマンになる方、そういう形で、レベルに合わせた対応が絶対必要だとは思っておりますので、そういったところまで組み込めるように、これからも少し研究させていただきながら進めていきたいと思っております。

(諏訪部会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(中村福祉部長)

福祉部長の中村でございますけれども、今のご質問の、特に災害時については、福祉部のほうで要援護考慮者の方の申し出をいただきまして、実際にその非常時についてどなたがその方の状況を確認していただくかという事は逐次進めていまして、3年に一遍ぐらいは更新させていただいて、今年度、その時期になっておりますので、改めて非常時用というんですか、対応について整理していきたいというふうに考えてございます。

(秦福祉管理課長)

福祉管理課長です。

今、更新の時期ということで本年度と申し上げましたが、来年度、一斉に確認の時期を迎えますので、ご案内申し上げます。

(諏訪部会長)

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(にたない委員)

区議会議員のにたない和と申します。

まず、永年褒賞といいますか、この3,000円から5,000円に上がった資料の4番ですね、3,000円から5,000円、5,000円から1万円、1万円から1万5,000円と上がったというところなんですけれども、これ自体というのはどういったきっかけといいますか、どういったことが、何かちょっと少な過ぎるみたいな声があったのか、そういったところというのはどういうことなのか、ちょっと教えていただければと思うんですけれども。

(向井介護保険課長)

介護保険課長、向井からお答えいたします。

これにつきましては、永年勤続という形で、介護の分野が褒賞を始めていたわけなんですけれども、モチベーションの向上にもすごく意義があるということで、ほかの職種、事業の方も同じような褒賞をというお声があり、例えば子ども家庭部のほうで、保育士さんの永年褒賞なんかもという組み立てをしているという情報を共有しておりました。その過程の中で額につきましては、そちらのほうでお考えいただいた額が、5,000円、1万円、1万5,000円という情報も入りましたので、私どももそれに合わせてという形で改正させていただきました。

(にたない委員)

ありがとうございます。

金額が上がって、それで社会評価が上がるのかというところであったりとか、意欲向上というところにつながるのかなというところが若干あったので、金額もちろんそうなんですけれども、それ以外でももっと社会的評価の向上という部分だと、まだまだいろいろできることがあるのかなというふうに感じておりますので、どうか、金額も上げるだけではなくて、例えば何かサービス部分での

メリットであるとかというの、また違った形でもいろいろあるのかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思うんですけれども。

あともう一つ、孤立ゼロプロジェクトについてなんですけれども、先ほどからちょっといろいろ意見があったと思うんですけれども、孤立ゼロプロジェクトについて町会とか自治会さんから、例えば意見をいただくみたいな、そういったものというのはどういった機会があったりとかというのは教えていただけますでしょうか。

(島田絆づくり担当課長)

まず、調査をしていただきたいということで、町会長さんに声をかけております。大体の町会長さんは、じゃ、いついつ役員会を開くから、そこへ来て説明をしてくださいと、そういったご指示をいただきます。それで、うちの部下が平日夜間とか土日にもお伺いいたしまして、その中で、こういった事業なんですということ、まずご理解をいただくと。その中からご意見をいただいて調査をしていただき、その後、報告会をさせていただいて、こんなことがあったよというところは十分集約させていただいていると考えております。

(にたない委員)

例えば、今手元の資料6番であるとかというもので、調査の結果という部分でアンケートの集約であったり、そういったものを今手元に見ていますが、そういったものと同じぐらいの重要度で、例えば実施側の、例えばどういうふうなところが大変だったのかであるとか、どういったところで問題が発生しているのか、またどういうふうな、あり方自体ですね、どういうふうに変えていけばいいのかという、そういったところで、例えばそういった情報の集約というのにも必要に

なってくるのかなと思うんですけれども、このアンケートであったりとかというのは、まだ実施してはいないというところでしょうか。

(島田絆づくり担当課長)

はい。調査票というところに、個別にご記入いただいている部分もございます。そこを集約させていただき、調査の結果、こういったご意見があったということは、私どもで把握させていただいております。

今、委員がおっしゃったのは、別途、その調査にかかわった人に対するアンケートという意見かと思うんですけれども、そのところは調査票に含めた形でご意見をいただいている。それで、報告会の際に、実際に調査に行っていた方から直接ご意見をいただいていると、そこで記録して集約しております。

もう平成25年から始めておりますので、先ほど申しました一回り終わった、二回目も7割ぐらいいったという中では、まさにいろいろなご意見の蓄積がございますので、じゃ、これからどういう方向に進めたらいいんだろうというところももちろんあるかなと思っております。まさにご意見いただいたように、見守っていただくところから助けあげようというところまで、今日のご意見いただきましたので、とてもありがたいご意見だと思っておりますので、そういった方向にどうやってつなげていけるのか、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

(にたない委員)

ありがとうございます。

(諏訪部会長)

そろそろ時間が終盤にかかっていますので、まだ1つ報告事項がございますので、これをいただいて、さらに何かありましたらということにしたいと思っておりますので、資料8の

報告をお願いします。

(江連障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長の江連でございます。

すいません、本日の机上配付としまして、資料8、障がい福祉センター相談事業の実績報告について。また、もう一つ、障がい福祉センターあしすとのパンフレットもございますので、両方を見比べながらご説明させていただけたらと思っております。

本日は、障がい福祉センターの事業の中で、相談事業の報告でございます。パンフレットの2ページ目からの部分になります。

まず、自立生活支援室、一般的な総合相談の部分を中心に、相談を受けている部門での実績になります。相談件数としましては、新規相談が824件、継続相談が2,088件と、例年、少しずつ微増、微減を繰り返しながら実績のほうは進んでおります。

また、その中で専門チーム、これはうちのセンターのほうには福祉職だけでなく、作業療法士だったり理学療法士、心理職であったり複数の専門職がございますので、その専門職が複数、多角的な目の中で訪問または担当者会議を繰り返しながら、自立に向けた検討を重ねた件数が165件と、こちらはただの相談だけではなく、生活に入り込んだ専門的な相談となっております。

相談の種別または内訳につきましては、下表のとおりとなっております。

2ページ目をごらんください。

補装具の相談・判定も、センターのほうで行ってございます。もともとは東京都が判定して評価しているところがございますが、平成8年に東京都のほうから各23区の自治体のほうに、各区でもやりませんかという声かけがありました。やはり補装具、車椅子におきましては、都心のほうまで判定に行くとい

うのは大変家族にとっても負担がかかることとございますので、足立区のほうで、区内の指定医の協力を得ながら判定させていただいているところでございます。

足立区につきましては、下肢の補装具と車椅子の2つの補装具に関しまして行っております。判定件数が95件、個別相談は417件となっておりますが、大体下肢の補装具が9割程度、車椅子が1割程度の実績となっております。

3つ目、きこえの相談でございます。

毎週火曜日から金曜日まで、午前、午後と1件ずつ、1日2件ずつ対応させていただいているものでございます。相談件数のところにありますように、まず、言語聴覚士が相談に全件応じます。ですので、この件数が一番多く128件、この128件の中で、評価であったり耳鼻科の専門員の相談、またピアサポーター、これは当事者の方なんですけれども、その方々の意見をいただきたいというものに関しては、そちらの3つの相談機能のほうについても流している状況でございます。ですので、新規のケースとしては90件ございまして、②以降につきましては、この90件の内訳について述べさせていただいております。

年齢内訳でございますが、70代、80代、90代の方で約4分の3、75%以上の方が、こちらからの相談になってございます。若い方につきましては、医療機関であったり、突発性の難聴であったりというところで即座に医療機関からつながるところはございますが、やはり加齢に伴う難聴の部分に関しては、徐々に失われていくというところで、地域包括支援センター等でこちらの相談をご案内いただきながら相談を受けているというところが、一番相談件数の多い理由になってくるのかなと思っております。

先ほど、評価68件の中の新規90件の中で聴

力検査を行った者に関して、聴力検査は必ず行うんですが、そのレベルにつきましては、③の下表のとおりになってございます。大体手帳がとれるのが高度という、高度難聴以上の部分が、大体手帳がとれるか、とれないかという判定の基準になってきます。ですので、中程度の方が非常に多いという部分でございまして、その後、継続的に相談に乗りながら、補聴器の購入であったり調整というところにも、順次対応しているところでございます。

また、相談の中で、障害手帳の取得に進めた方が6名ございます。6級相当の方が1名、語音明瞭というのは、これは聞こえてはいるんだけど、何と話しているかわからない方が5名と6名になってございます。

次に、4番、ピアサポート、これは先ほど申したように、障がいの当事者による相談です。これは各障がい種別におきまして相談を受けてございますが、どれも多いんですけれども、肢体、聴覚、視覚ですね、やはり実体験、自分で体験されている方の相談というところは非常に相談者の入りがいいというか、やはり一番参考になる部分のいただいている意見がございまして、今後も継続して行いたいと思っております。

次に、3枚目になりますが、雇用支援室、こちらは障がいの者の就労を行っている係でございまして、こちらの相談の報告になります。

登録者数は、昨年度末、平成30年3月31日時点で1,692名の登録がございまして、新規としましては、こちらの登録の目的としては2種類ございまして、下の新規登録のところに書いてありますとおり、求職、仕事を探すために登録するもの、もう一つは定着、仕事をした後に職場の人事担当者も含めて調整がやはり必要な部分、障がいの状況を理解してい

ただくことが必要な部分でございますので、定着の登録も行ってございます。これを合わせて1,692名になってございます。

登録者の種別につきましては、身体障がい321、知的障がい1,059人、精神障がい427人、また、東京都の障がいの就労センターが必要だと認めた方は手帳がなくても登録できますので、その方が35名。これは重複がございまして、先ほどの1,692名よりは上回ってございまして、実数としては1,692名になってございます。

相談に至る経路につきましては、一番多いものが特別支援学校になります。58名ですが、大体この中の30名程度は卒業と同時に就職した方が定着で登録する方が非常に多くなってございます。それ以下、ハローワークについては当然、求職の方の登録、直接利用、ご本人様の利用の登録につきましては、一番、やはりこちらは17名のうちのほとんどが定着になります。求職につきましては、やはりハローワークであったり関係機関からの連絡が多くなってございます。

4番目、就労の状況でございまして、昨年度1年間で38名が就職してございます。下の表は重複がございまして実質38名には合致しませんが、多くの年代に幅広く就職していることがおわかりになるかと思っております。一番多い精神障がいにつきましては、最近発達障がいの相談が非常に多くなってございます。こちらは精神障がいの部分に区分されますので、一番多くなっているのかなと認識してございます。

就職先の種別につきましては、製造から教育、その他となつてございまして、これは東京都の報告の分類に基づいて分類してございまして、こういう分類になってございまして、その他は一番多い11名になってございまして、11名の内訳としましては、官公庁が4

名で、特例子会社といいまして、いろんな分野で事業を行っている中の一部の事務であったり業種、種別について子会社をつくって、そこで就労させるという形が非常に多くなってございますので、特例子会社の就労も非常に多くなってございます。

以上、障がい福祉センターの相談事業の報告となります。ありがとうございます。以上です。

(諏訪部会長)

質問等、いかがでしょうか。

すいません、じゃ、ちょっとお聞きしたいんですけども、この制度上の位置づけ、区の中核的なセンターということなんでしょうけれども、総合支援法に言う基幹相談支援センターであるとか、そういう機能も持っていると思えばいいんですか。

(江連障がい福祉センター所長)

基幹相談支援センターは自立生活支援室の中にありまして、各事業所ネットワークであったり、各事業所の質の底上げ等もやっているところでございます。

(諏訪部会長)

やっているということですね。

(江連障がい福祉センター所長)

はい。

(諏訪部会長)

中核的なセンターということなので、例えば雇用支援にしても、相談支援にしても、ほかに民間の相談支援事業所とか、就労支援事業所とか、たくさんあるわけですよね。その辺の中のどういう役割を担うという位置づけなんでしょうか。

(江連障がい福祉センター所長)

あしすとのほうで、各障がいの種別ごとに複数のネットワークを持っておりまして、このネットワークの中で検証を行ったりであるとか、グループワークを行ったりだとか、

情報共有をしているところでございます。

(諏訪部会長)

中核支援センターなので、ほかを支援するであるとか、ほかはこうだから、うちはできないこれをやっているとか、その辺がないと、少しその中核的な、件数だけ言われてもわからないなと思って聞いておりましたので、初めてこういう報告をいただいたような気がするんですけども、今後ちょっと工夫をしていただいたほうがいいかなと思います。

(江連障がい福祉センター所長)

障がい福祉センターの事業報告がなかなかこれまで行われていなかった部分もございますので、今後、報告の仕方も含めて検討してまいりたいと思っております。

(奥野委員)

それでは奥野ですが、まず、最初のページのところで、相談件数で、今年度165件があって、その後に括弧で、前年度は325件と半分ぐらいになっているわけですが、これだけ減っている理由は何なのでしょう。

(江連障がい福祉センター所長)

専門職チームによる検討件数だと思うんですけども、こちらはその案件の重さによって何回か行かなきゃいけないものであったりするものも多くございますので、減っている理由は、やはりどういう事例が発生するかによっても大きく変わってくるのかなと思っております。

関係機関の中での自立生活支援室の位置づけにつきましては例年共有されてございますので、毎年変動は多くなってくるのかなと思っております。

(奥野委員)

それでは、次のページのことでお伺いしますが、補装具の関係の説明をいただきましたけれども、特に下肢装具とか車椅子の相談が

多いということでしたが、この件について、例えば障がいのある方が65歳までは障害者福祉法の関係で車椅子の交付を受けていた方が、もし65歳になった以降に、やはり自分の体に合った車椅子を使用したいと、今までの車椅子は壊れたからとかという場合にはどのようにしていらっしゃるのかなということと、あと、きこえの関係ですけれども、加齢に伴って身障手帳が出る聴覚障がいということの場合に、65歳以上であれば補聴器が交付されるということでしょうか。

(江連障がい福祉センター所長)

補装具の部分につきましては、やはりその状態、状態、当然、65歳になってきますとだんだん筋力等も衰えてきますので、その方に合った補装具をまた改めてつくり直すというところはございます。

また、きこえの部分に関しては、身体障がいにつきましては、手帳がとれば障がいの福祉用具の中で給付ができる部分ですが――。

(杉岡障がい福祉推進室長)

障がい福祉推進室長。すいません、補足をさせていただきます。

2点、まず補装具ですけれども、65歳で介護保険のほうが優先されますけれども、座位保持装置とか、極めて障がい特性であれば、引き続き障がいのほうで判定をさせていただいております。

それから、2点目、補聴器でございます。これは、きこえの相談から手帳をとるためのご相談が多うございます。70デシベルを超えた場合は80歳、90歳になっても身体障害者手帳の補装具をとって、補装具をとれば、その後の修理ということでもメリットございますので、そのようなサービスをご案内させていただきます。

(奥野委員)

あしすとのパンフレットの資料も配付していただいておりますが、この中で、職員の配置等についても書かれてはいますが、6ページですが、職員定数で合計101名の職員があしすとで働いていらっしゃる。そして、さまざまな専門職が働いていらっしゃるということがわかりましたが、教えていただきたいのは、福祉のところは43で、それから相談員が6、生活支援が2とありますが、この辺が福祉関係の職員であります。このような福祉関係の職員のいわゆる専門職名は書かれていないわけですが、この方たちはどのような資格をお持ちで働いていらっしゃるのでしょうか。

(江連障がい福祉センター所長)

福祉分野につきましては、社会福祉士、社会福祉主事等ですね。区の採用につきましても、社会福祉主事であれば対応できないということではないものがございまして、職員、採用になってから社会福祉士を取る職員も多数ございます。

相談員、生活支援につきましても、面接の中で、それまでの資格だけでなく、それまでの経歴等も含めて、適正について見ているものもございまして、中には精神保健福祉士であったり、多様な職種を持っている方がたくさんございます。

(奥野委員)

ありがとうございました。

もう一つ、最後ですが、社会リハビリテーション係というところの仕事の内容の最後に、障がい者施設への通所バス運行事業というのが入っていますけれども、私の感覚ですと、このバスの運行であれば庶務係がやればいいのに、なぜ社会リハという専門部門でやらなければいけないのかなと思いました。よろしくお願いします。

(杉岡障がい福祉推進室長)

障がい福祉推進室長のほうからお答えさせていただきます。

これはもともと東西センターに障がい福祉センターがあったころに、事業係が通所バスを回していたというところで、お一人お一人のコースに合った形で事業を組んでいたというところで、引き続き社会リハビリテーション室の係長のほうが事務を専任してございますけれども、それが障がい福祉課に移ったときもございまして、そういう形で今、内容を吟味しながら、どこの所管がすべきかというところも含めて検討しているところでございます。

(奥野委員)

ありがとうございます。

(諏訪部会長)

もう4時になっておりますけれども、質疑、もしございましたら。

(加藤委員)

質問ですけれども、足立区ろう者協会、加藤と申します。

まず、資料8ですけれども、雇用について、雇用就労支援室について、聴覚障がい者が59人というふうにありますけれども、足立区内の企業に勤めているのか、足立区のろう者協会の会員は150人おります。ほかに足立区聴覚障がい者、身体障害者手帳を持っている方は2,200人ぐらいいます。いろんなところに仕事を持っています。このデータは正しいのかどうなのか、59人というのは足立区の方に勤めているのかどうなのか。ほかの県とか、都区外に勤務しているのかどうなのか、そのあたりの人数がもう少し多いのではないかと思うので、確認をお願いしたいと思います。

(江連障がい福祉センター所長)

59名に関しては、こちらはあしすとに相談に来た方が59名ございますので、あしすと以

外の就労の支援事業所はたくさんございますので、そちらから就労されている方はここに含まれてございませんので、足立区の中ではもっと多くの方が就労されているかと思えます。

また、59名は足立区だけではなく、ほかの自治体の都内、または近県の就労者も含まれてございます。

(加藤委員)

わかりました。確認まで、させていただきます。すいません。

(諏訪部会長)

ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

(白石委員)

なければ、1つ、ことしの3月に足立区は手話言語条例という条例を制定した、23区では数少ない区なんですね。

手話言語条例は、全党の一致を見て制定されたわけですが、制定することが目的じゃなくて、行政がこの条例に従ってどんな形でこの条例を生かしていくのかというのが問われるんだろうと、これからは思うんですね。そういう意味では、ろう協の皆さん方、条例が制定されたことで大変喜んでいらっしゃいますけれども、この条例を具体的にどういうふうに生かしていくのかと、それこそが一番大切なことですから、役所としてはどういうふうに考えているんですか。

(小山障がい福祉課長)

障がい福祉課長からお答えしたいと思います。

今、委員おっしゃったとおり、まさに制定することが目的ではない、これは本当に私ももそのように思っております。

現在やらせていただいていることにつきましては、こういう条例は区で、議会提案のほうで制定されましたといったことで、ま

ず、区の広報紙であるとか、あとは手話言語、手話に関する区民向けの講演会、こういったところについてのPRを進めている、これが1つ目でございます。

それから2つ目は、具体的に区民に取り組んでいただくために手話講習会、これを今までは4クラス、4団体のうちの上級までしか設けていなかったものに対して、今度、養成講座というさらに上のものを設けて、実務的に手話通訳ができるような方を育てるといった、一步ステップアップしたような講習会のほうも区民向けに設けさせていただきました。

それから、この先考えていることについては、例えば遠隔手話サービスとあって、要はタブレットを使って、そのタブレットの画面のほうにオペレーターが映って、その人を介在して手話を使われる方と、それから職員等が対応するというサービス、こういうものを普及してまいりましたので、ちょっとこれについては実際的な導入ができないかといったところで、今、調査のほうを進めているところでございます。

そういった周知、それから具体的なやっばり形といった、両面のほうで取り組んでまいりたいと考えてございます。

(白石委員)

この条例は、ろう協の皆さんとか難聴の皆さん方とよく相談して、そしてつくらせていただいたわけですね。これは議員提出議案で成立しましたので、あとは区役所がどういう形で具体的にこれに取り組んでいくか、このことについてはできるだけ早く方針を明らかにしてほしいというふうに思いますので、これは要望で結構です。

(諏訪部会長)

ありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(加藤委員)

加藤です。

条例をとりましたけれども、ろう者はとても喜んでおります。一番の大きな目的は何かといいますと、私たち皆、区民みんなに知ってもらうために、お店ですとか電車の中とか、聞こえないということのコミュニケーションはどんな方法があるのか、筆談があるのか、聞こえなくて、もうだめって帰ってしまうということではなくて、やっぱり親の会の方たちの障がいのある方たちは音声でコミュニケーションをとっています。それで、ろう者と会ったときにコミュニケーションができない、それで逃げるとか、そういうことのないように、一番多いのはやっぱりコミュニケーションが一番大事ですね。

障がい者が、障がい福祉課でパンフレット等をつくっていただきました。障がい者を理解していくために、PRのためにつくっていただきました。言語条例については議員の方々にはお世話になり、本当に感謝しております。ありがとうございました。

以上です。

(諏訪部会長)

ありがとうございました。

それでは、大変熱心なご議論ありがとうございました。

少しお時間を超過しまして、申しわけございません。

最後、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

今後の予定ですが、8月2日に地域保健福

祉推進協議会、11月6日に第2回介護保険・障がい福祉専門部会の開催を予定しております。

それでは、本日の専門部会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。